

一般調査報告書
日中間の観光をめぐる状況について

7月の中国・上海は蒸し暑い日々が続きましたが、昨年同時期の連日にわたる40度超えの猛暑ほどではなく、中国赴任後最初の夏でその洗礼を浴びた者の感想としては、今年は比較的過ごしやすい日々が続いています。中国では7-8月はインターナショナルスクールなどを除きほぼ全ての学校が夏休みとなり（9月から新年度）、企業でもこの期間に夏休みを取り、旅行や帰省などを行います。一時帰国する駐在員及びその家族も多く、夏は日中間の人の移動が多くみられる時期です。

日中間の航空便についても、コロナ禍が明け、春ごろから徐々に再開する便が増えてきました。一方で、本稿を執筆している8月上旬現在、中国から日本への渡航者の多くが利用する団体ビザを使った観光も復活することが明らかとなったものの、日中間の往来には互いにビザ取得が必須となっており、本格的な往来再開となるのはしばらく先になりそうです。今回はそうした状況を含む、日中間の往来再開を巡る状況、観光誘客を巡る動きについて、報告したいと思います。

（※渡航関連情報は日々刻々と変更されますので、ご自身の渡航の際は必ず最新の情報をご入手下さい）

【日中間のフライト：東京・大阪以外で再開相次ぐ】

ゼロ・コロナ政策が適用されていた2022年末まで、日中間のフライトは東京便、大阪便のみとなっていました。現在は多くの地方空港で路線再開が相次いでいます。これまで、北海道（新千歳）、宮城（仙台）、茨城、富山、岡山、広島、福岡などといった地方路線に、中国の航空会社が相次いで乗り入れ再開を表明しました。愛知の空の玄関口である中部国際空港（セントレア）でも、本年5月に日本航空が天津線を再開したのを皮切りに、春秋航空（中国）及び中国東方航空が同月、相次いで上海便を再開しました。8月現在、セントレアからは以下の路線が利用可能となっています。

セントレアー中国本土路線フライト状況

行先	航空会社名	フライト頻度
北京（首都）	中国国際航空	週3往復
北京（大興）	吉祥航空	週7往復
天津	日本航空 天津航空	週2往復 週4往復
上海（浦東）	中国東方航空 吉祥航空 春秋航空	週7往復 週7往復 週3往復

大連	中国南方航空	週3往復
----	--------	------

(香港、台湾、マカオ除く。愛知県上海産業情報センター調べ。8月ピーク時)

【フライトの回復後も、なお立ちはだかる、ビザ取得という壁】

コロナ禍の日中の往復は、隔離施設での3-4週間に及ぶ生活など、よほどの理由がない限り渡航をしようとは思えない高いハードルが立ちはだかっていました。それでも製造設備のメンテナンスに携わるエンジニアなど、コロナ禍前は日中を数週間単位で行き来して生活していた一定数のビジネスパーソンからの中国渡航ニーズは高く、限られた供給(=航空便)は常に満杯状態だったようです。

上述の通り、現在はボトルネックとなっていた航空便不足の問題は解決されつつあります。一方で、特に日本から中国への人の移動に際し、高いハードルとして立ちはだかっているのが渡航ビザ取得の問題です。

中国入国前に必要な手続き (2023年8月上旬現在)

1	中国渡航ビザの申請、取得
2	日本・中国間の航空券手配
3	海外旅行保険関係の確認・加入手続き
4	抗原検査またはPCR検査の受検、陰性確認(自主検査可)
5	中国税関出入国健康申告の登録(オンライン)

(愛知県上海産業情報センター調べ)

コロナ禍前は、15日以下の滞在の場合、中国に入国する日本人がビザを取得する必要は原則としてありませんでした。他の入国に際しビザ取得が不要な多くの国々同様、パスポートさえあれば比較的自由に往来が可能だったため、多くのビジネスパーソンがそれぞれの状況に応じて柔軟に日中間を行き来していました。しかし、コロナ禍を経て、現在はビザ取得が必要となっており、そこで必要となる書類の準備や、書類提出のためのビザセンターの予約などに長い時間と労力を要するため、気軽に旅行する気分で準備を始めた多くの方が渡航そのものを断念する、といったケースが多いようです。また、日本、シンガポール、ブルネイの3か国の国民は、コロナ禍前は中国入国(短期渡航)時のビザ取得が免除され、コロナ禍とともにビザ取得が必要となっていました。日本を除く2か国のみが本年7月にビザ取得が再び免除となりました。昨今の日中を取り巻く複雑な状況も考慮すると、かつてのような気軽な観光・出張が戻ってくるのは、しばらく先になるのかもしれませんが。

中国渡航ビザ取得時に必要な書類（一部抜粋）

査証書類	申請対象者	必要書類
M (商業・貿易)	商業、貿易活動の目的で訪中する方	中国国内の取引先が発行した招聘状※1。
F (交流・訪問)	技術開発提携、訪問・交流等の非営利活動の目的で訪中する方	中国国内の関係機関または個人が発行した招聘状※1。
L (観光)	観光の目的で訪中する方	下記のいずれかの書類をご提出下さい： ①往復航空券とホテルの予約表； ②中国国内の関係機関または個人が発行した招聘状※1 個人が招聘状を出す場合にはその招聘人の中国身分証（表裏）の写し ③クルーズ船で訪中する場合は、その日程表。
Z (就労)	就労の目的で訪中する方	下記のいずれかの書類をご提出下さい： ①「外国人工作許可通知」の写し； ②中国海洋石油集团有限公司が発行した「外国人从事海上石油作业邀请信」の写し； ③市場監督管理部門が発行した「外国（地区）企業常驻代表机构登记证明」の写し； ④文化観光部国際交流合作局が発行した「外国文化中心聘任工作人员确认函」原本及び写し； ⑤文化観光部が発行した「代表资格确认函」の写し； ⑥文化と観光行政部門が発行した商業性文芸演出承認書類の写し（90日以下の短期商業性文芸演出の場合は「外国人在中国短期工作证明」も必要となります）。
Q1 (親族訪問)	中国国民または中国永久居留資格所持している外国人の家族に当たる方（180日以上） 家族範囲：配偶者、両親、配偶者の両親、子、子の配偶者、兄弟姉妹、祖父母、孫	1、中国国内に居住している中国国民または中国永久居留資格所持している外国人が発行した招聘状※2； 2、招聘人の中国身分証（表裏）の写し、または外国人旅券及び中国永久居留証（表裏）の写し； 3、申請人と招聘人の親族関係証明書類（例：戸籍謄本、親族関係公証書、中国公安機関が発行した親族証明、出生証明、結婚証等）の原本及び写し。
Q2 (親族訪問)	中国国民または中国永久居留資格所持している外国人の親族に当たる方（180日以内）	1、中国国内に居住している中国国民または中国永久居留資格所持している外国人が発行した招聘状※2； 2、招聘人の中国身分証（表裏）の写し、または外国人旅券及び中国永久居留証（表裏）の写し。

（8月上旬現在。中華人民共和国名古屋総領事館 WEB サイトより）

(<http://nagoya.china-consulate.gov.cn/jpn/tzgg/202303/P020230314640754942030.pdf>)

【旅行業界は巻き返しに躍起】

このように、コロナ禍の終了をもって直ちに日中間の人の往来が戻る、というシンプルな話ではないことがはっきりしてきた訳ですが、旅行業界にとっては久々にやってきた巻き返しのチャンスであることは言うまでもありません。また、制度は日々刻々と変わるため、制度が緩和されて人の往来が現在よりも自由になってから準備を始めるのでは競合他社に顧客を奪われる、といった懸念もあり、旅行業界は様々な方法で旅行需要の喚起に躍起になっています。

このような中、活発に各地域で行われているのが旅行関連の展示会です。国境をまたぐ人の移動に係る規制が緩和されたのを契機に、5月以降、色々な展示会などのイベントが開催されるようになりました。愛知県上海産業情報センターとしても、巨大な中国人観光客のニーズ・関心を少しでも愛知県を含む中部地域に向けるべく、本年6月に北京にて開催された国際旅行展示会に参加してまいりましたので、現場で感じたこと、雰囲気などをご報告したいと思います。

愛知県を含む昇龍道ブースは、常に大賑わい



(筆者撮影)

この旅行展示会は「北京国際旅游博覧会 2023 (Beijing International Tourism Expo 2023)」というもので、英語頭文字を取って「BITE (バイト)」と呼ばれています。主催者によれば、中国最大級の規模で開催される旅行関連展示会とのこと。愛知県上海産業情報センターは、近隣県の在中国事務所と連携し、広域で観光誘客に取り組むべく、中部地域の9県が連携する広域観光連携枠組み「昇龍道(※)」として、自治体国際化協会(CLAIR)ブースの一部に出展しました。

展示会が開催された6月時点では、日本への団体観光が解禁されていなかったため、今回の展示会で得た情報をもとに、直ちに旅行を実施するとはいきませんが、当方ブースを訪れた旅行業界関係者や一般の参加者の多くが、「団体旅行が解禁されたらすぐにでも日本を旅行したい」と話してくれたことが印象的でした。中国人にとって日本は人気旅行先であり、特に中国からの多くの訪日観光客が1回以上の訪日経験を有する「リピーター」で、そうした方には東京・京都・大阪といった定番の観光ルートとは一味違う新たな旅の形を求めている、ということも理解できました。昇龍道は中部地方の各県を南北に巡ろうというコンセプトで、新たな旅の形を求めるリピーターへの潜在訴求力は高いのではないかと感じ、期間中は愛知県を中心に昇龍道の説明に注力しました。

※昇龍道…中部運輸局、北陸信越運輸局及び中央日本総合観光機構が主導し、中部北陸9県の自治体、観光関係団体、観光事業者等と協働して中部北陸圏の知名度向上を図り、海外からのインバウンドを推進するプロジェクト。

(中部運輸局 WEB サイト <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kikaku/syoryudo/>より)

日本政府観光局（JNTO）ブースでは、様々な「体験」が可能



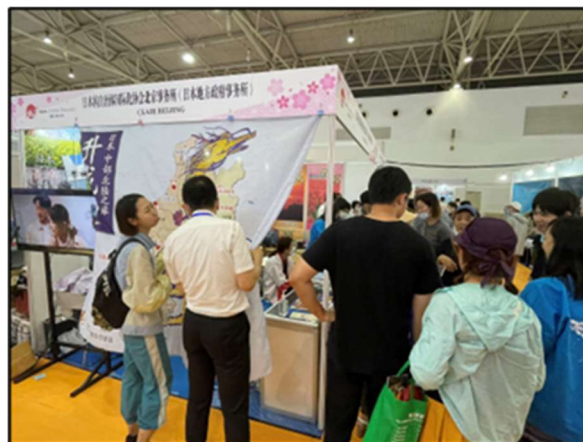
（筆者撮影）

また、愛知県以外にも多くの自治体がこの展示会に出展し、熱心に地域のPRを行っていました。当センターが出展したCLAIRブースの隣にはJNTOブースがあり、そこに設置されたステージでは、自治体などが地域の魅力をPRすべく、プレゼンテーションを行っていました。

徳島県は阿波踊りを紹介



昇龍道は大きな垂れ幕で周遊コースを掲示



（筆者撮影）

さらに、日本以外にも、キューバ、ロシアなどの諸外国もブースを出展し、誘客を図っていました。筆者の感覚では、日本は政府関連のブース以外にも地方自治体が積極的にブース出展したことで日本国内の魅力が複数の発信拠点から同時にPRされたことで来場者の関心をしっかり掴み、他のどのブースよりも多くの来場者を引き付けていました。また、広大な中国国内の旅行需要を喚起すべく、遼寧省や寧夏回族自治区など、各地方政府なども積極的に出展し、地元への誘客を図っていました。こうした国内自治体の国際イベントへの参加は、コロナ禍で国際的な自治体などの出展が困難になったことによって、抜けた穴を埋めるような形で増加し、現在に続いています。

キューバ、ロシア、シリアなどの諸外国、中国地方政府も出展



(筆者撮影)

【団体観光の解禁を、日中草の根交流の礎に】

ここまで述べてまいりました通り、コロナ禍前と比較して、日本人にとっては中国に気軽に渡航できるとは言えない状態が続いています。一方で中国人による日本向けの団体観光については解禁される見通しであることが明らかとなりました。既に、一部観光地ではオーバーツーリズムの問題なども発生していますが、受け入れに余裕のある地域では、これまでの経験に学びながら、メリット・デメリットを検討しつつ、受け入れ態勢を整えていくことが求められます。

日中間含む国際情勢は混沌とした状況が続いており、早期に抜本的な解決が図られる可能性は高くないのが実情かと思えます。そうした中でも、愛知県上海産業情報センターとしましては、互いの地域を行き来する渡航者が草の根で交流を継続・深化していき、そのことが日中関係の維持・発展に寄与するとの思いで、今後も日中の往来の状況に関する情報収集・発信や、観光誘客への取り組みを進めてまいりたいと思えます。

参考：最近の中国内の主な動き

2023年

7月10日 中国国家统计局の発表によれば、6月の消費者物価指数（CPI）が前年同月比で横ばいだったと発表した。2021年2月（マイナス0.2%）以来2年4か月ぶりにプラス圏から脱落した。食品価格は上昇したが、非食品価格が相殺した。

7月13日 中国税関総署の発表によれば、6月の貿易統計（速報値、以下同）によると、輸出額は前年同月比12.4%減の2,853億2,160万米ドル（約39兆5,000億円）だった。マイナスは2か月連続で、減少幅は前月（7.5%）から拡大。外需の低迷と比較対象となる前年同月の数値の高さが響いた。上半期（1～6月）も1～5月のプラスからマイナスに転落。輸入も引き続き伸び悩んだ。

7月15日 中国国家统计局が毎月発表する全国70都市の新築住宅（低・中所得者向け住宅「保障性住宅」を除く販売用住宅）価格は、春先に60都市以上が前月比で値上がりしたが、6月には上昇した都市の数が半減。大都市の住宅市場の主力である中古住宅は値下がりがさらに鮮明となっている。経済回復の遅れや住宅価格の先高観の消失などが背景で、短期的には値下がりが進むとの指摘がある。

7月17日 中国国家统计局の発表によれば、2023年第2四半期（4～6月）の実質国内総生産（GDP、速報値）成長率が前年同期比6.3%のプラスだったと発表した。成長率は23年第1四半期（1～3月）の4.5%から大きく拡大し、四半期としては2021年第3四半期（7～9月）以降で最高となった。ただし、今回の数値の背景には前年同期の低迷があり、足元の中国経済には数値が示すほどの力強さはない状況。財消費の不振が足かせになっている。

愛知県上海産業情報センターでは、今後も中国の現地情報を提供して参ります。

本資料は、上海産業情報センターが、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力していますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否は読者の判断で行ってください。
また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。